

居宅介護・重度訪問介護事業 重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	訪問介護ステーション府中
所在地	福井県越前市府中1丁目 3番5号
指定事業所番号	1810800043
管理者	小西 由紀
サービス提供地域	越前市・鯖江市 南越前町（旧南条町） 越前町（旧宮崎村）

2. 事業所の職員体制等

管理者	看護師	1名（常勤・兼務）
訪問介護員 （サービス提供責任者）	介護福祉士	4名（常勤・専従） 1名（常勤・専従）
事務職員		1名（常勤・兼務）

3. 当事業所の運営方針

（1）訪問介護員等は、高齢者及び障がい者が出来るだけ自立した在宅生活を維持できるよう、その人間性と可能性を尊重し、心の通った在宅サービスを提供します。

（2）各事業の実施にあたっては、相談支援事業所その他保険福祉サービス又は福祉サービスを提供する機関との密接な連携を図り関係市町村とも連携し総合的なサービスの提供に努めます。

4. 営業時間

※ 休業日： 土曜日・日曜日・祝日・12月31日 ～ 1月3日

月 ～ 金	午前8：30 ～ 午後5：30
-------	-----------------

※ 緊急時連絡 0778-24-5508（営業時間内）

5. 提供するサービスの内容

利用者に係る相談支援事業所が作成したサービス等利用計画に基づき訪問介護計画を作成し、交付いたします。

（1）身体介護

- ・食事介助 ・入浴介助 ・排泄介助 ・更衣介助 ・体位変換 ・移動移乗介助
- ・服薬介助 ・起床、就寝介助 ・自立生活支援、重度化防止のための見守りの援助

（2）生活援助

- （一般的な）・買物 ・調理 ・掃除 ・洗濯 等

6. サービスの利用に当たっての留意事項

(1) 訪問介護員等は次のことをお受けすることはできませんので予めご了承ください。

- ア 医療行為
- イ 利用者の家族に対するサービス提供
- ウ 利用者の日常生活を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- エ 利用者又は家族からの金銭、預貯金通帳、証書等の預かり
- オ 利用者及びその家族からの金銭又は物品の授受

(2) その他：ご本人、ご家族にご協力をお願いしたいことについて。

- ア 以下のような迷惑行為はお断りします。
 - 暴力行為又は乱暴な言動、無理な要求
 - ・物を投げつける・刃物を向ける・服を引きちぎる・怒鳴る・大声を出す
 - ・対象範囲外のサービスの強要など
 - セクシャルハラスメント
 - ・体を触る・手を握る・腕を引っ張り抱きしめる・ヌード写真を見せる
 - ・性的な話しや卑猥な言動をする
 - その他
 - ・自宅住所や電話番号を聞く・ストーカー行為・担当者に対しての誹謗中傷等
- イ 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、また受けようとした場合

以上ご利用者または、ご家族の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為や、社会通念を超えたと思われる苦情やハラスメント行為、職務妨害行為、不正行為などにより当事業所の訪問介護員の通常の業務遂行に支障がでてしていると判断した場合には、当該市町村に相談をさせて頂くとともに契約を解除させて頂くことがあります。当事業所は、ご利用者様とお互いに信頼できる関係づくりを大切にします。ご協力の程よろしくお願いいたします。

7. 秘密の保持

業務上知り得た個人の秘密は固く保持し他に漏れることの無いよう細心の注意を払います。また当事業所職員が退職した後もこれを守るよう遵守します。

8. 虐待・身体拘束の防止

当事業所は虐待・身体拘束の発生又はその再発を予防するため、次に掲げる措置を講じるよう努めます。

(1) 事業所における虐待・身体拘束防止のための対応を検討する委員会を定期的開催します。

(2) 事業所における虐待・身体拘束防止のための指針を整備します。

(3) 訪問介護員に対し、虐待・身体拘束防止のための研修を定期的実施します。

(4) 虐待・身体拘束防止の措置を講じるための担当者を置きます。

(5) 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。

(6) 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

虐待・身体拘束防止に関する責任者：小西由紀（管理者）

9. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- (1) 当事業は感染症が発生又はまん延しないように次の措置を講じるように努めます
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回開催しその結果を訪問介護員に周知します。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (4) 訪問介護員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10. 業務継続計画の策定

- (1) 当事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 訪問介護員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続の変更を行います。

11. サービス利用料及び利用者負担

別紙（料金表）参照

利用料金、負担額は厚生労働大臣が告示で定める金額でありこれが改定された場合は自動的に改定されます。その場合は新しい利用料を書面にてお知らせします。

自己負担金の支払方法は以下よりお選びください。

- (1) 自動口座引落（ご指定の金融機関の口座から月1回引落します）
- (2) 現金払い（月1回定められた日にお支払い願います）

12. キャンセルについて

サービスの利用を中止する際には、所定の利用日の7日前までにご連絡下さい。

窓口（連絡先） 電話：0778-24-5508

13. 相談窓口・苦情対応（ハラスメント含む）

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談責任者 小西由紀（管理者）

相談員 宮原智香子（サービス提供責任者）

受付された相談や苦情は、当事業所のマニュアルに沿って対応させていただきます。

（資料添付）

お客様相談窓口	事業所	連絡先
	訪問介護ステーション府中	
	越前市 社会福祉課	0778-22-3004
	鯖江市 社会福祉課	0778-53-2217
	福井市 障がい福祉課	0776-20-5435
	南越前町 保健福祉課	0778-47-8007

	越前町 障がい生活課 運営適正化委員会 (福井県社会福祉協議会内)	0778-34-8723 0776-24-2347

14. 事故発生時の対応

- (1) サービス提供時に事故が発生した場合は、介護員は速やかに状況を把握し管理者に報告し生命・身体に異常があるときは、管理者の指示のもとに救急要請します。
- (2) 管理者は、報告を受けて利用者の家族、市町村、相談支援事業所に連絡をとり事故発生時の調整を図ります。
- (3) サービス提供時に緊急の事態が発生した場合は、介護員は速やかに状況を把握し管理者に報告し、医療機関等と連携し対応します。

15. 緊急の事態発生時の対応

- (1) サービス提供時に緊急の事態が発生した場合は、介護員は速やかに状況を把握し、当事業所のマニュアルに沿って対応し関係機関への連絡、報告を行ないます。

16. 緊急訪問要請時の対応

相談支援専門員より緊急の訪問要請があった場合は、24時間以内にサービス提供責任者が、訪問調整を行い速やかに介護員が訪問しサービスを提供します。

西暦 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記より重要事項を説明しました。

事業者 所在地 福井県越前市府中1丁目3-5
名称 訪問介護ステーション府中

説明者 _____ 印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

利用者
氏名 _____ 印

代理人 (利用者との続柄: _____)

氏名 _____ 印

2024年3月改正
2023年2月1日作成